

第 1 号 議 案

令 和 5 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)

令和5年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度亀岡市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

874,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,712,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年8月28日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13	分担金及び負担金	151,123	1,130	152,253
	1 分担金	1,518	1,130	2,648
15	国庫支出金	6,353,903	8,666	6,362,569
	1 国庫負担金	3,637,489	783	3,638,272
	2 国庫補助金	2,692,189	7,883	2,700,072
16	府支出金	3,165,373	11,893	3,177,266
	1 府負担金	1,417,227	391	1,417,618
	2 府補助金	1,562,810	11,502	1,574,312
17	財産収入	61,525	108,753	170,278
	2 財産売却収入	51,680	108,753	160,433
18	寄附金	3,020,100	10,180	3,030,280
	1 寄附金	3,020,100	10,180	3,030,280
19	繰入金	3,865,346	26,389	3,891,735
	2 基金繰入金	3,845,463	26,389	3,871,852
20	繰越金	34,559	669,759	704,318
	1 繰越金	34,559	669,759	704,318
21	諸収入	300,594	12,130	312,724
	6 雑入	278,156	12,130	290,286
22	市債	2,513,800	25,700	2,539,500
	1 市債	2,513,800	25,700	2,539,500
歳入合計		40,838,100	874,600	41,712,700

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		8,153,205	662,119	8,815,324
	1 総務管理費	7,090,218	662,119	7,752,337
3 民生費		15,294,236	18,229	15,312,465
	1 社会福祉費	8,027,643	2,633	8,030,276
	2 児童福祉費	5,986,497	14,586	6,001,083
	3 生活保護費	1,267,096	1,010	1,268,106
4 衛生費		3,663,641	4,495	3,668,136
	2 清掃費	1,609,231	4,495	1,613,726
6 農林水産業費		1,154,070	17,811	1,171,881
	1 農業費	920,246	17,811	938,057
8 土木費		3,069,014	108,753	3,177,767
	4 都市計画費	1,392,788	108,753	1,501,541
10 教育費		3,192,092	58,800	3,250,892
	4 幼稚園費	89,454	800	90,254
	5 社会教育費	1,383,310	22,000	1,405,310
	6 保健体育費	110,245	36,000	146,245
11 災害復旧費		1,000	4,393	5,393
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	4,393	5,393
歳 出 合 計		40,838,100	874,600	41,712,700

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
指 定 ご み 袋 作 製 業 務 経 費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 33,852

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健体育施設整備事業	千円 17,100 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
現年発生農林水産施設災害復旧事業	1,000 "	"	"	"
計	18,100			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等除却事業	千円 35,600 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 43,200 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	2,513,800				2,521,400			